

核物質防護に関する不適合案件の 公表方針について

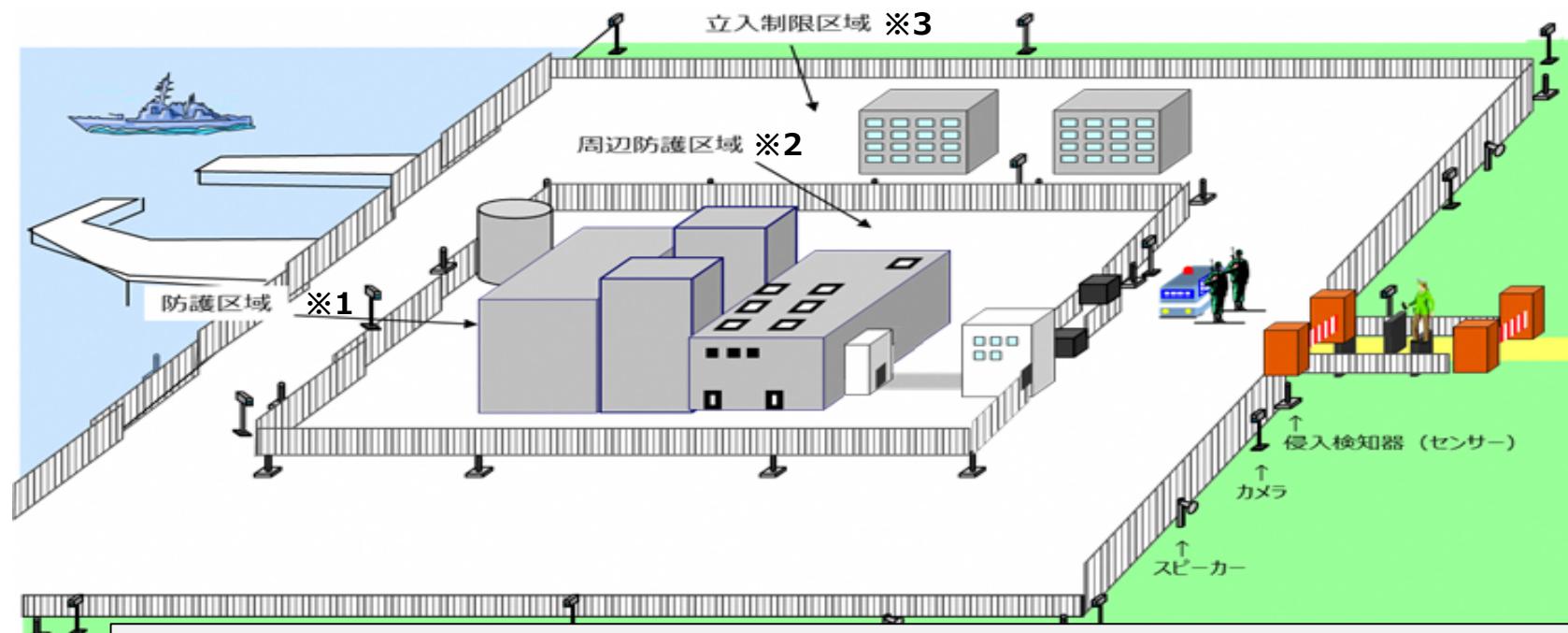
2021年10月8日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 核物質防護について

- 核物質防護とは、核燃料物質の取扱いに対する妨害行為、施設や防護設備等に対する破壊行為からの防護のために必要な措置を講ずることで、核燃料物質の盗取等による不法移転や妨害破壊行為の防止を図ること
- 法令※において、発電所の各区域内への侵入の防止、早期検知（発見）に対応するといった核物質防護のための措置を要求。なお、事業者には防護措置の情報漏えい等がないよう、厳格な管理が必要

※ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第91条



※ 1 防護区域：特定核燃料物質を使用・貯蔵する設備が設置されている区域

※ 2 周辺防護区域：防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うため、防護区域の周辺に定める区域

※ 3 立入制限区域：周辺防護区域の周辺の人の出入りを制限する区域

2. 経緯・検討概要

- 当社は、核物質防護に関する一連の事案により、地元の皆さん、社会の皆さんに多大なご不安やご不信を与えていたる状況等を踏まえ、「核物質防護に関する情報公開の当面の考え方」を2021年4月7日公表

核物質防護に関する情報公開の当面の考え方（4/7公表）

『核物質防護上のトラブルは、核物質防護の脆弱性が公にならない範囲において、適時適切なタイミング^(※)でお知らせ』

^(※) 事案発生後代替の防護措置が完了したタイミング

原子力規制委員会による評価受領のタイミング など



- 現状は「適時適切なタイミングでお知らせ」としているのみであり、各案件の軽重に応じた公表の基準を明確化するなど、具体的な運用を定めた本方針を今般策定

3. 核物質防護に関する不適合案件の公表方針

- 核物質防護上の不適合^(注) 案件（核物質防護に関する設備上のトラブル、ヒューマンエラーなど）は、防護措置の脆弱性が公にならない範囲と時期において公表することを原則とする
 - ただし、犯罪や不正行為に該当した場合の情報公開の取扱いは、治安機関と別途協議のうえ個別に判断
- 上記案件のうち重大な事案については、原子力規制委員会による評価受領後のタイミングなど、防護措置の脆弱性解消の確認を得た後、プレスリリース等によりお知らせ
 - その他軽微な事案は、防護措置の脆弱性解消を確認後、当社HPで適宜公開
- 公表に際しては、現行のプラント設備トラブル等に適用している公表区分に準じた「核物質防護に関する公表基準」（別紙1）に照らして判断
 - 社内会議（パフォーマンス向上会議(PIM)）において審議し、各案件の公表区分を判断
 - PIMでは、従来からの核物質防護部門の社員に加え、社外との接点を有する広報・渉外部門の幹部級社員等も新たに出席し、適宜助言

(注) 「不適合」とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）となった場合をいう

⇒ 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる設備の故障など、広い範囲の不具合が対象

【別紙1】核物質防護に関する公表基準

公表区分	事象の内容（例示）	公表の扱い	【参考】対象事例イメージ（カッコ内は過去事例）
I	核物質防護上の問題がある事案 <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定に違反する事象 (原子力規制検査指摘事項の評価「白」以上/ 自己評価「白」以上の事象) ・核物質防護に係る秘密情報の外部への流出 ・核物質防護に係る設備の大規模な機能不全 	原子力規制委員会による評価受領後のタイミングなど、防護措置の脆弱性解消の確認を得た後、プレスリリース等によりお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・入構証等の不正使用にて入域した場合 (未然防止できなかった場合) ・防護柵の大規模倒壊 <p>〔柏崎刈羽：IDカード不正使用事案(2020年9月) ・柏崎刈羽：核物質防護設備の機能の一部喪失 (2021年2月)〕</p>
II	核物質防護上の影響がある事案 <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定に違反する事象 (原子力規制検査指摘事項の評価「緑」相当/ 自己評価「緑」相当の事象) ・核物質防護に係る管理情報の外部への流出 ・核物質防護に係る設備の中規模な機能不全 	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・入構証等の誤使用・期限切れにて入域した場合 (未然防止できなかった場合) ・防護柵の倒壊 <p>〔柏崎刈羽：親子間でのIDカード誤使用(2015年8月) ・福島第二：防護区域境界通路扉の不適切な管理 (2021年5月)〕</p>
III	核物質防護上の軽微な影響がある事案 <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護に係る秘密情報・管理情報の所在不明（外部流出はないが、誤廃棄した場合） ・核物質防護に係る設備の小規模な機能不全 	防護措置の脆弱性解消を確認後、当社HPで適宜公開	<ul style="list-style-type: none"> ・入構証等の不正使用を発見し入域を防いだ場合 ・防護柵の倒壊には至らない損傷
その他	核物質防護に係る上記以外の不適合事象 <ul style="list-style-type: none"> ・監視設備等に係る監視上の影響がない軽微な不具合 ・入構証・IDカード等の紛失 	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・代替設備等があり監視上の影響がないセンサやカメラ等の軽微な故障 ・入構証等の誤使用・期限切れを発見し入域を防いだ場合 ・防護柵の倒壊には至らない破損

※ 核物質防護措置の脆弱性が公にならない記載のみ抜粋

【別紙2】当社ホームページにおける公表イメージ

公表イメージ

東京電力ホールディングス（株） 柏崎刈羽原子力発電所
核物質防護に関する不適合情報

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる設備の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/niigata〇〇.pdf>

1. グレードI 0件

2. グレードII 1件

No.	公表区分	不適合事象	是正措置完了確認日	備考
1	II	● …… [〇月〇日公表済み] https://www.tepco.co.jp/ ……	2021/〇/〇	

3. グレードIII 2件

No.	公表区分	不適合事象	是正措置完了確認日	備考
1	III	● ……	2021/〇/〇	
2	その他	● ……	2021/〇/〇	

※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

【まとめ】本公表方針のポイント

◎ 公表時期・範囲

- 核物質防護上重大な不適合事案については、原子力規制委員会による評価受領後のタイミングなど、防護措置の脆弱性解消の確認を得た後、プレスリリース等によりお知らせ。その他軽微な事案は、防護措置の脆弱性確認後、当社HPで適宜お知らせ

⇒ 今後は、防護措置の脆弱性が公にならない範囲と時期において、従前より幅広に公表を実施

◎ 公表基準

- 「核物質防護に関する公表基準」を定め、公表に係る事案軽重の判断基準や手順を明確化
- 公表区分は社内会議（パフォーマンス向上会議（PIM））において審議し、各案件の公表区分を判断。PIMでは、従来からの核物質防護部門の社員に加え、社外との接点を有する広報・渉外部門の幹部級社員等も新たに出席し、適宜助言

⇒ 今後は、より適切な業務プロセスや明確な基準に基づき公表を実施